



発行 新潟県

第52号

平成24年7月6日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 33 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(文書私学課)
- 34 新潟県栄養士法施行細則等の一部を改正する規則(生活衛生課)

告 示

- 861 新潟県人口移動調査規程の一部改正(統計課)
- 862 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
- 863 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届(福祉保健課)
- 864 クリーニング業法による研修及び講習の指定事項の変更(生活衛生課)
- 865 小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間(水産課)
- 866 保安林の指定(治山課)
- 867 保安林の指定(治山課)
- 868 保安林の指定(治山課)
- 869 土地改良事業計画の適当決定(農地計画課)
- 870 土地改良事業計画の適当決定(農地計画課)
- 871 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 872 平成23年度地籍調査事業計画の変更(農村環境課)
- 873 公共測量の実施通知(監理課)
- 874 公共測量の実施通知(監理課)
- 875 公共測量の実施通知(監理課)
- 876 公共測量の実施通知(監理課)
- 877 道路の区域変更(道路管理課)
- 878 道路の供用開始(道路管理課)
- 879 道路の区域変更(道路管理課)
- 880 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課)
- 争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

監査委員告示

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者(監査委員事務局)

公安委員会規則

- 9 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則(警務課)
- 10 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則(外事課)
- 11 質屋営業法施行細則の一部を改正する規則(生活安全企画課)

規 則

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第33号

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県青少年健全育成条例施行規則(昭和52年新潟県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用カード等販売機による販売の届出等)</p> <p>第3条 条例第15条の4第1項の規定による届出は、別記第1号様式により、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(法人にあつては、<u>登記事項証明書</u>)を添えて行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(利用カード等販売機による販売の届出等)</p> <p>第3条 条例第15条の4第1項の規定による届出は、別記第1号様式により、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(<u>外国人にあつては外国人登録証明書の写し</u>、法人にあつては<u>登記事項証明書</u>)を添えて行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(利用カード等販売機による販売の変更等の届出等)</p> <p>第4条 条例第15条の4第2項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第3号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、同条第1項第1号に掲げる事項(電話番号を除く。)であるときは、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(法人にあつては、<u>登記事項証明書</u>)を添付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(利用カード等販売機による販売の変更等の届出等)</p> <p>第4条 条例第15条の4第2項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第3号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、同条第1項第1号に掲げる事項(電話番号を除く。)であるときは、利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(<u>外国人にあつては外国人登録証明書の写し</u>、法人にあつては<u>登記事項証明書</u>)を添付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(自動販売機等による図書類の販売の届出等)</p> <p>第13条 条例第22条の3第1項の規定による届出は、別記第12号様式により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1) 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住民票の写し(法人にあつては、<u>登記事項証明書</u>)</p> <p>(2) 自動販売機等管理者を置くときは、その者の住民票の写し及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(自動販売機等による図書類の販売の届出等)</p> <p>第13条 条例第22条の3第1項の規定による届出は、別記第12号様式により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1) 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住民票の写し(<u>外国人にあつては外国人登録証明書の写し</u>、法人にあつては<u>登記事項証明書</u>)</p> <p>(2) 自動販売機等管理者を置くときは、その者の住民票の写し(<u>外国人にあつては、外国人登録証明書の写し</u>)及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類</p> <p>2・3 (略)</p>

(自動販売機等による図書類の販売の変更の届出等)

第14条 条例第22条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第13号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 条例第22条の3第1項第5号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。)住民票の写し

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

(表)

利用カード等販売機による販売届

(略)

(裏)

(略)

添付書類 利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書) (他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)

第3号様式 (第4条関係)

利用カード等販売機による販売変更届

(略)

添付書類 変更事項が、利用カード等販売機により利用カード等を販売する者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)又は住所である場合は、利用カード等販売機により利用カード等を販売する者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書) (他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)

第12号様式 (第13条関係)

(表)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)届

(略)

(裏)

(略)

添付書類

1 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住

(自動販売機等による図書類の販売の変更の届出等)

第14条 条例第22条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第13号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 条例第22条の3第1項第5号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。)住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

(表)

利用カード等販売機による販売届

(略)

(裏)

(略)

添付書類 利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書) (他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)

第3号様式 (第4条関係)

利用カード等販売機による販売変更届

(略)

添付書類 変更事項が、利用カード等販売機により利用カード等を販売する者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)又は住所である場合は、利用カード等販売機により利用カード等を販売する者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書) (他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。)

第12号様式 (第13条関係)

(表)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)届

(略)

(裏)

(略)

添付書類

1 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者の住

<p>民票の写し（法人にあつては、<u>登記事項証明書</u>）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）</p> <p>2 自動販売機等管理者を置く場合は、その者の住民票の写し（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類</p> <p>第13号様式（第14条関係） 自動販売機（自動貸出機）による図書類（特定がん具類）販売（貸付け）変更届（略） 添付書類</p> <p>1 変更が、自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付ける者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）又は住所の変更である場合は、その者の住民票の写し（法人にあつては、<u>登記事項証明書</u>）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）</p> <p>2 変更が、自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものに限る。）である場合は、その者の住民票の写し（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類</p> <p>3 変更が、自動販売機等管理者の氏名又は住所の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。）である場合は、その者の住民票の写し（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）</p>	<p>民票の写し（外国人にあつては<u>外国人登録証明書</u>の写し、法人にあつては<u>登記事項証明書</u>）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）</p> <p>2 自動販売機等管理者を置く場合は、その者の住民票の写し（<u>外国人にあつては、外国人登録証明書の写し</u>）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類</p> <p>第13号様式（第14条関係） 自動販売機（自動貸出機）による図書類（特定がん具類）販売（貸付け）変更届（略） 添付書類</p> <p>1 変更が、自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付ける者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）又は住所の変更である場合は、その者の住民票の写し（<u>外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書</u>）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）</p> <p>2 変更が、自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものに限る。）である場合は、その者の住民票の写し（<u>外国人にあつては、外国人登録証明書の写し</u>）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）及びその者が当該自動販売機等に係る自動販売機等管理者となることを承諾することを証する書類</p> <p>3 変更が、自動販売機等管理者の氏名又は住所の変更（自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。）である場合は、その者の住民票の写し（<u>外国人にあつては、外国人登録証明書の写し</u>）（他の届出に際して既に添付している場合は、当該書類は添付を要しない。）</p>
--	--

（新潟県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第2条 新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（登録の申請等）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 条例第29条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>	<p>（登録の申請等）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 条例第29条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>

<p>(5) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又は登記事項証明書</p> <p>5 条例第29条の2第7項の規定による届出は、別記第15号様式により、正副2通（当該届出をしようとする者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合にあつては、正本1通）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 条例第29条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第12号様式（第18条関係） 屋外広告業登録申請書 (略) 添付書類 1～5 (略) 6 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又は登記事項証明書</p> <p>第15号様式（第18条関係） 屋外広告業登録事項変更届 (略) 添付書類 1 条例第29条の2第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(5) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し<u>若しくは外国人登録原票の写し</u>又は登記事項証明書</p> <p>5 条例第29条の2第7項の規定による届出は、別記第15号様式により、正副2通（当該届出をしようとする者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合にあつては、正本1通）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 条例第29条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し<u>又は外国人登録原票の写し</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第12号様式（第18条関係） 屋外広告業登録申請書 (略) 添付書類 1～5 (略) 6 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し<u>若しくは外国人登録原票の写し</u>又は登記事項証明書</p> <p>第15号様式（第18条関係） 屋外広告業登録事項変更届 (略) 添付書類 1 条例第29条の2第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し<u>又は外国人登録原票の写し</u></p> <p>2～5 (略)</p>
---	---

(新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(特定施設の新設の届出等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定施設の新設の届出等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 条例第8条第2項(条例第9条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該特定施設を設置する者が個人である場合にあっては、当該者の住民票の写し</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>3 条例第8条第2項(条例第9条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該特定施設を設置する者が個人である場合にあっては、当該者の住民票の写し又は<u>外国人登録原票の写し</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>
--	---

(新潟県温泉法施行細則の一部改正)

第4条 新潟県温泉法施行細則(平成20年新潟県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
許可等	記載事項	添付書類	備考	許可等	記載事項	添付書類	備考
掘削許可	(略)	1～3 (略) 4 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し 5～7 (略)	(略)	掘削許可	(略)	1～3 (略) 4 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し又は <u>外国人登録証明書の写し</u> 5～7 (略)	(略)
(略)				(略)			
増掘許可又は動力装置許可	(略)	1～3 (略) 4 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し 5～9 (略)	(略)	増掘許可又は動力装置許可	(略)	1～3 (略) 4 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し又は <u>外国人登録証明書の写し</u> 5～9 (略)	(略)
(略)				(略)			
利用許可	(略)	1～4 (略) 5 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し 6・7 (略)	(略)	利用許可	(略)	1～4 (略) 5 個人が申請する場合にあっては、住民票の写し又は <u>外国人登録証明書の写し</u> 6・7 (略)	(略)
(略)				(略)			
別表第4 (第9条関係)				別表第4 (第9条関係)			
報告	記載事項	添付書類		報告	記載事項	添付書類	
(略)				(略)			
第9条第1項第2号に該当する場合の報告	(略)	1～3 (略) 4 個人が報告する場合にあっては、住民票の写し 5 (略)		第9条第1項第2号に該当する場合の報告	(略)	1～3 (略) 4 個人が報告する場合にあっては、住民票の写し又は <u>外国人登録証明書の写し</u> 5 (略)	
(略)				(略)			

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

新潟県栄養士法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第34号

新潟県栄養士法施行細則等の一部を改正する規則

(新潟県栄養士法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県栄養士法施行細則(昭和36年新潟県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記 第1号様式(第3条関係) 栄養士免許申請書 (略) 記 1・2 (略) 3 添付書類 (1) (略) (2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については、<u>旅券その他の身分を証する書類の写し</u>) (略)</p>	<p>別記 第1号様式(第3条関係) 栄養士免許申請書 (略) 記 1・2 (略) 3 添付書類 (1) (略) (2) 戸籍謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。)<u>又は外国人登録証明書の写し</u> (略)</p>

(新潟県理容師法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県理容師法施行細則(昭和42年新潟県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第22号様式(第26条関係) (表) 理容所開設届 (略) (裏) (略) 添付書類 1～3 (略) 4 開設者が外国人である場合は、<u>住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)</u> 5 (略)</p>	<p>第22号様式(第26条関係) (表) 理容所開設届 (略) (裏) (略) 添付書類 1～3 (略) 4 開設者が外国人である場合は、<u>外国人登録証明書</u> 5 (略)</p>

(新潟県美容師法施行細則の一部改正)

第3条 新潟県美容師法施行細則（昭和42年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p>（表）</p> <p>美容所開設届</p> <p>（略）</p> <p>（裏）</p> <p>（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 開設者が外国人である場合は、<u>住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）</u></p> <p>5 （略）</p>	<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p>（表）</p> <p>美容所開設届</p> <p>（略）</p> <p>（裏）</p> <p>（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 開設者が外国人である場合は、<u>外国人登録証明書</u></p> <p>5 （略）</p>

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第861号

新潟県人口移動調査規程（昭和50年9月新潟県告示第1016号）の一部を次のように改正し、平成24年7月9日から実施する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（調査の対象）</p> <p>第2条 調査の対象は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき作成する住民票に記載又は消除のあつた者とする。</p>	<p>（調査の対象）</p> <p>第2条 調査の対象は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき作成する住民票に記載又は消除のあつた者<u>及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき登録又は閉鎖した者</u>とする。</p>

◎新潟県告示第862号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社ダイチク	新潟市中央区 湖南24番地2	アイン薬局長岡店	長岡市神田町 3-2-9	居宅療養管理指導	H24.5.11

株式会社ダイチク	新潟市中央区 湖南24番地2	アイン薬局長岡店	長岡市神田町 3-2-9	介護予防居宅療 養管理指導	H24.5.11
株式会社ダイチク	新潟市中央区 湖南24番地2	アイン薬局燕店	燕市佐渡185-1	居宅療養管理指 導	H24.5.11
株式会社ダイチク	新潟市中央区 湖南24番地2	アイン薬局燕店	燕市佐渡185-1	介護予防居宅療 養管理指導	H24.5.11
有限会社ライフ エイド	糸魚川市横町 5丁目11番1号	グループホーム ひまわり	糸魚川市 平牛911-2	認知症対応型共 同生活介護	H24.6.1
有限会社ライフ エイド	糸魚川市横町 5丁目11番1号	グループホーム ひまわり	糸魚川市 平牛911-2	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	H24.6.1
株式会社ダイチク	新潟市中央区 湖南24番地2	アイン薬局 六日町店	南魚沼市 六日町2646-5	居宅療養管理指 導	H24.5.11
株式会社ダイチク	新潟市中央区 湖南24番地2	アイン薬局 六日町店	南魚沼市 六日町2646-5	介護予防居宅療 養管理指導	H24.5.11
医療法人愛広会	新潟市北区木崎 761	訪問看護ステー ション関川ナー シングセンター	岩船郡関川村湯沢 728-7	訪問看護	H24.5.10
医療法人愛広会	新潟市北区木崎 761	訪問看護ステー ション関川ナー シングセンター	岩船郡関川村湯沢 728-7	介護予防訪問看 護	H24.5.10
株式会社 ひあたりケア	燕市花見 1290番地1	リハビリ・ホーム ひなたぼっこ	燕市杉名字杉名 68番地1	通所介護	H24.5.23
株式会社 ひあたりケア	燕市花見 1290番地1	リハビリ・ホーム ひなたぼっこ	燕市杉名字杉名 68番地1	介護予防通所介 護	H24.5.23
株式会社 エム・ビイ	上越市西本町 3丁目5番9号	スワ町薬局	妙高市諏訪町 1丁目5番14号	居宅療養管理指 導	H24.4.1
株式会社 エム・ビイ	上越市西本町 3丁目5番9号	スワ町薬局	妙高市諏訪町 1丁目5番14号	介護予防居宅療 養管理指導	H24.4.1
株式会社 やさしい手	東京都目黒区大橋 2丁目24番3号中 村ビル4F	やさしい手上越 居宅介護支援事 業所	上越市木田2-7 -23木田中央ビル 1階	居宅介護支援	H24.4.1
株式会社 やさしい手	東京都目黒区大橋 2丁目24番3号中 村ビル4F	やさしい手上越 巡回訪問介護事 業所	上越市木田2-7 -23木田中央ビル 1階	介護予防訪問介 護	H24.4.1
柏崎農業協同組 合	柏崎市駅前一丁目 3番22号	柏崎農業協同組 合中通デイサー ビスセンター	柏崎市大字曾地 102番地	通所介護	H24.5.1
柏崎農業協同組 合	柏崎市駅前一丁目 3番22号	柏崎農業協同組 合中通デイサー ビスセンター	柏崎市大字曾地 102番地	介護予防通所介 護	H24.5.1

柏崎農業協同組合	柏崎市駅前一丁目3番22号	柏崎農業協同組合居宅介護支援事業所	柏崎市大字曾地102番地	居宅介護支援	H24.5.1
有限会社トモエ	上越市西本町3丁目5番9号	トモエ薬局高田店	上越市大字樋場2街区1-1	居宅療養管理指導	H24.5.16
有限会社トモエ	上越市西本町3丁目5番9号	トモエ薬局高田店	上越市大字樋場2街区1-1	介護予防居宅療養管理指導	H24.5.16
株式会社インザカ	柏崎市長峰町7番6号	株式会社インザカ福祉事業部アイ・ケアーズ	柏崎市長峰町11番12号	居宅介護支援	H24.6.1
社会福祉法人朋友福祉会	長岡市黒津町字東田381番地	ショートステイ黒条	長岡市黒津町字東田381番地	短期入所生活介護	H24.6.1
社会福祉法人朋友福祉会	長岡市黒津町字東田381番地	ショートステイ黒条	長岡市黒津町字東田381番地	介護予防短期入所生活介護	H24.6.1
医療法人社団共生会	胎内市西本町12番1号	中条中央病院	胎内市西本町12番1号	訪問リハビリテーション	H24.6.8
有限会社大輪	東蒲原郡阿賀町平堀1855番地	小規模多機能型居宅介護事業所奥阿賀大輪の里	東蒲原郡阿賀町鹿瀬11603番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	H24.5.14

◎新潟県告示第863号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
居宅介護支援事業所 シンパシー	阿賀野市南安野町8-20	阿賀野市山口1642-1	阿賀野市南安野町8-20	H24.5.16
ツクイ三条	三条市東三条1-11-11	総合福祉ツクイ三条	ツクイ三条	H24.6.1
ツクイ三条	三条市東三条1-11-11	三条デイサービスセンターふれあい	ツクイ三条	H24.6.1
ツクイ上越北城	上越市北城町1丁目16-18	北城デイサービスセンターふれあい	ツクイ上越北城	H24.6.1
ツクイ上越つちはし	上越市土橋828-2	総合福祉ツクイ上越	ツクイ上越つちはし	H24.6.1
ツクイ上越つちはし	上越市土橋828-2	かすがデイサービスセンターふれあい	ツクイ上越つちはし	H24.6.1
ツクイ上越栄町	上越市栄町1丁目7番26号	栄町デイサービスセンターふれあい	ツクイ上越栄町	H24.6.1

ツクイ長岡喜多町	長岡市喜多町978番地1	ツクイ喜多町	ツクイ長岡喜多町	H24. 6. 1
ツクイ長岡川崎	長岡市川崎6丁目1351-10	長岡川崎デイサービスセンターふれあい	ツクイ長岡川崎	H24. 6. 1
ツクイ村上飯野	村上市飯野2丁目8番20号	総合福祉ツクイ村上飯野	ツクイ村上飯野	H24. 6. 1
ツクイ岩船	村上市上助淵1885	岩船デイサービスセンターふれあい	ツクイ岩船	H24. 6. 1
一般財団法人下越総合健康開発センター訪問看護ステーション	新発田市本町4丁目16番83号	財団法人下越総合健康開発センター訪問看護ステーション	一般財団法人下越総合健康開発センター訪問看護ステーション	H24. 4. 1
ツクイ吉田宮小路	燕市吉田宮小路30-21	宮小路デイサービスセンターふれあい	ツクイ吉田宮小路	H24. 6. 1
ツクイ新発田	新発田市新富町2丁目6番20号タートル新富1F	総合福祉ツクイ新発田	ツクイ新発田	H24. 6. 1
ツクイ新発田豊町	新発田市豊町4-1-2	新発田デイサービスセンターふれあい	ツクイ新発田豊町	H24. 6. 1

◎新潟県告示第864号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び同法第8条の3の規定により指定し、平成24年6月12日付け新潟県告示第781号で告示したクリーニング師研修及び業務従事者講習の指定事項について、次のとおり変更する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 変更事項

第1型研修及び講習の開催年月日

2 変更内容

	(変更前)		(変更後)	
	開催年月日	開催地	開催年月日	開催地
研修	平成24年10月16日(火)	長岡市	平成24年10月23日(火)	長岡市
講習	平成24年10月17日(水)	長岡市	平成24年10月24日(水)	長岡市

◎新潟県告示第865号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第8条第2項及び第21条第3項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 漁業の名称 手繰第1種漁業（機船手繰網漁業）

その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）

2 申請期間 平成24年7月23日から平成24年8月3日まで

◎新潟県告示第866号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市安塚区切越字平1305から1325まで、1325の子、1326から1329まで、1329の子、1330から

1341 まで、1341 の子、1348 から 1366 まで、1367 の 1 から 1367 の 4 まで、1368、1370、1371、1372 の 1、1372 の 2、1373 の 1、1373 の 2、1374 から 1380 まで、1380 の子、1381 から 1388 まで、1388 の子、1389 の 1 から 1389 の 3 まで、1390 の 1、1391 の 1、1392、1392 の 1、1392 の 2、1393 の 1、1393 の 2、1394 の 1 から 1394 の 3 まで、1394 の 5、1394 の子、1396 の 1 から 1396 の 3 まで、1396 の子、1397 の 1 から 1397 の 3 まで、1398 から 1401 まで、1402 の 1、1405、1406、1407 の 1、1407 の 2、1408、1410 から 1418 まで、1419 の 1、1419 の 2、1420、1421 の 1、1421 の 2、1422 から 1426 まで、1426 の子、1427 から 1432 まで、1435、1436、1437 の 1、1437 の 2、1438、1439 の 1、1440 の 1、1441 から 1446 まで、1446 の 1、1447 から 1452 まで、1458、1459 の 1、1464 の 1、1465、1466、1467 の 1、1468 の 2、1469 の 1 から 1469 の 3 まで、字棚入 1547・1548 合併、1549、1550、1550 の子、1550 の丑、1551、1553 から 1573 まで、1574 の 1、1574 の 2、1575 から 1577 まで、1578 の 1、1578 の 2、1579 から 1584 まで、1584 の 2、1584 の 3、1585 から 1590 まで、1596、1596 の子、1601 から 1603 まで、1603 の子、1604、1604 の子、1605、1606、1609、1610 の 1、1611 の子、1611 の丑、1612、1612 の子、1614 から 1617 まで、1617 の 1、1618、1635 の 1、1636、1636 の子、1642 から 1651 まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第867号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市岩谷口 553 の 14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第868号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市新穂大野 1 の 26、1 の 27

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第869号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成24年7月9日から平成24年8月6日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月6日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	東江 1号	農業用排水施設整備 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」)事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	柏崎市役所	第48条

1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第870号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成24年7月9日から平成24年8月6日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月6日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	西中通	農業用排水施設整備 (農村振興総合整備)事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	柏崎市役所	第48条

1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第871号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営三悠乙見江地区区画整理(県営ほ場整備「担い手育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月6日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成24年7月9日から平成24年8月6日まで
- 3 縦覧に供する場所
新発田市役所加治川庁舎
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第872号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成23年度地籍調査事業計画を(平成24年2月3日新潟県告示第97号)を以下のとおり変更する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-12計画区・第06-13計画区・第06-14計画区・第06-15計画区・第06-16計画区・第02-19-1計画区・第02-19-2計画区・第02-19-3計画区・第02-22-1計画区・第05-16計画区・第03-19-3計画区・第09-3計画区・第14-19-3計画区・第09-19計画区・第14-11-1計画区・第09-11-1計画区・第05-15計画区及び第03-20-2計画区	平成23年4月15日から平成24年7月31日まで
長岡市	長岡市の川口南計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日まで
新発田市	新発田市の第1計画区	平成23年4月15日から平成24年8月13日まで
小千谷市	小千谷市の第25計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日まで
十日町市	十日町市の市街第2計画区・市街第3計画区・吉田第4-1計画区及び市街第1計画区	平成23年4月15日から平成24年7月31日
見附市	見附市の第1計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日

村上市	村上市の第34計画区(山北)・第35計画区(山北)・第36計画区(山北)・第32-2計画区(山北)・第26計画区(朝日)・第27計画区(朝日)・第28計画区(朝日)・第26計画区(神林)・第27計画区(神林)・第28計画区(神林)・第29計画区(神林)・第30計画区(神林)・第31計画区(神林)・第32計画区(神林)及び村上計画区	平成23年4月15日から平成24年8月31日
燕市	燕市の第33計画区・第34計画区・第35計画区及び第36計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日
糸魚川市	糸魚川市の第15計画区・第16計画区・第17計画区・第18計画区及び第19計画区	平成23年4月15日から平成24年8月31日
阿賀野市	阿賀野市の第31計画区・第32計画区・第33計画区及び第34計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日
佐渡市	佐渡市の第46計画区・第47計画区・第64計画区及び第48計画区	平成23年4月15日から平成24年7月31日
魚沼市	魚沼市の第4計画区・第5計画区・第6計画区・第19-1計画区・第41-1計画区・第50計画区・第51-1計画区・第16計画区・第S9計画区・第S14計画区・第S16計画区・第S17計画区及び第S8計画区	平成23年4月15日から平成25年3月31日
南魚沼市	南魚沼市の第3計画区・第4計画区・第5計画区及び南魚沼市計画区	平成23年4月15日から平成24年11月30日
胎内市	胎内市の第40計画区及び第41計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日
弥彦村	弥彦村の第31計画区・第32計画区・第33計画区及び第34~37計画区	平成23年4月15日から平成24年11月30日
湯沢町	湯沢町の第061計画区・第063計画区及び第101計画区	平成23年4月15日から平成25年2月28日
刈羽村	刈羽村の第05-1計画区・第05-2計画区・第06-1計画区・第06-2計画区・第07-1計画区・第07-2計画区・第08計画区及び第09計画区	平成23年4月15日から平成24年9月30日
関川村	関川村の第12-1計画区・第14-1計画区・関川計画区及び第13-1計画区	平成23年4月15日から平成24年7月30日
粟島浦村	粟島浦村の第6-3計画区及び第4-2計画区	平成23年4月15日から平成24年8月31日

◎新潟県告示第873号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、柏崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 7 月 6 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 2 作業期間 平成24年 6 月25日から平成24年 8 月31日まで
- 3 作業地域 柏崎市全域

◎新潟県告示第874号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、燕市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 7 月 6 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 2 作業期間 平成24年 6 月25日から平成24年 8 月31日まで
- 3 作業地域 燕市全域

◎新潟県告示第875号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 7 月 6 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 2 作業期間 平成24年 6 月27日から平成24年 8 月31日まで
- 3 作業地域 上越市全域

◎新潟県告示第876号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、妙高市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 7 月 6 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 2 作業期間 平成24年 6 月25日から平成24年 8 月31日まで
- 3 作業地域 妙高市全域

◎新潟県告示第877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年 7 月 6 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市菅谷字日向平1592番1から	新	9.7～48.4メートル	625.7メートル
同市滝字山滝一407番3まで	旧	6.7～20.5メートル	632.0メートル

◎新潟県告示第878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
新発田市菅谷日向平1592番1から同市滝字山滝一407番3まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月6日

◎新潟県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下田見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市長沢字カフシ原1475番3から 同市駒込字前田644番3まで	新	(A) 5.6～16.0メートル	191.6メートル
		(B) 5.6～19.2メートル	207.4メートル
	旧	5.6～16.0メートル	191.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 下田見附線
- 2 供用開始の区間
三条市長沢字カフシ原1475番3から同市駒込字前田644番3まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月6日

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 (仮称) 大和跡地拠点施設整備事業
所在地 上越市本町4丁目4番8号
設置者 株式会社イレブンビル
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成24年2月28日
- 3 意見の概要
(1) 上越市からの意見の概要
街並みづくり等への配慮等
・当該敷地内の建築物等の規模が延べ面積500平方メートル又は高さが13メートルを超える場合は、事前に
景観の届出をいただきたい。
・上越市環境色彩ガイドラインなど行為の基準を遵守していただきたい。
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 7 縦覧期間
平成24年7月6日から平成24年8月6日まで

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長永見文雄から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 要求事項
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求、夏季一時金
- 2 期間
平成24年7月7日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場所
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年7月6日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
超音波診断装置 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成24年8月31日(金)
 - (4) 納入場所
新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線506

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成24年7月13日(金)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年7月20日(金)午後1時10分
新潟県立十日町病院3階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動蓄尿測定装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年7月6日

新潟県立がんセンター新潟病院病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

自動蓄尿測定装置 2式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年9月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年7月12日(木) 午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

監査委員告示

◎新潟県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成24年7月6日

新潟県監査委員	山田	修
新潟県監査委員	沢野	修
新潟県監査委員	岩村	良一
新潟県監査委員	石上	和男

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
小出 忠由	新潟県新潟市中央区万代2丁目4番23-1803号
風間 優輝	新潟県新潟市中央区川岸町2丁目6番地5 AGW607号
田中 保隆	新潟県新潟市西区五十嵐中島5丁目13番5号
佐藤 馨	新潟県新潟市東区寺山1丁目5-40

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成24年7月6日から平成25年3月31日まで

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(通信指令課)</p> <p>第16条 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急配備及び<u>重大事案</u>の初動措置に関すること。</p>	<p>(通信指令課)</p> <p>第16条 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急配備及び<u>突発重大事案</u>の初動措置に関すること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県公安委員会規則第10号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第1条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動後号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目(以下「削除号細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(外事課)			(外事課)		
第37条 外事課においては、次の事務をつかさどる。			第37条 外事課においては、次の事務をつかさどる。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。			(2) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。		
ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪			ア 外国人登録法(昭和27年法律第125号)に規定する犯罪		
イ (略)			イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に規定する犯罪		
ウ (略)			ウ (略)		
エ (略)			エ (略)		
別表第1 (第39条関係)			別表第1 (第39条関係)		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
外事課	国際テロリズム対策室	第37条第1号イに掲げる警備情報の収集、整理その他当該警備情報に関すること及び同条第2号ア及びエに掲げる犯罪の取締りに関すること。	外事課	国際テロリズム対策室	第37条第1号イに掲げる警備情報の収集、整理その他当該警備情報に関すること及び同条第2号ア、イ及びオに掲げる犯罪の取締りに関すること。

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(駐車禁止及び時間制限駐車区間の対象から除外する車両)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第12号に掲げる車両に係る標章</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等として選任された者の住民票の写し</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(5) (略)</p> <p>3 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けているときは、運転免許証の写しを添付して、前項の規定に基づく住民票の写しの添付に代えることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(旅客自動車教習所の指定申請等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 管理者、教習指導員の住民票の写し</p>	<p>(駐車禁止及び時間制限駐車区間の対象から除外する車両)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第12号に掲げる車両に係る標章</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 標章の交付を受けようとする者が<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合は住民票の写し、適用を受けない者である場合は登録証明書等</u></p> <p>4～10 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等として選任された者が<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者であるときは同法第6条に規定する住民票の写</u></p> <p>(2) <u>安全運転管理者等として選任された者が住民基本台帳法の適用を受けない者であるときは、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書、旅券又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類の写</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(5) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(6) (略)</p> <p>3 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けているときは、運転免許証の写しを添付して、前項の規定に基づく住民票の写し又は<u>外国人登録証明書の写しの添付にかえる</u>ことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(旅客自動車教習所の指定申請等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 管理者、教習指導員が<u>住民基本台帳法の適用</u></p>

<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>を受ける者であるときは同法第6条に規定する 住民票の写し</p> <p>(2) <u>管理者、教習指導員が住民基本台帳法の適用 を受けない者であるときは、外国人登録法第5 条第1項に規定する登録証明書、旅券又は権限 のある機関が発行する身分を証明する書類の写 し</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

新潟県公安委員会規則第11号

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

質屋営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(提出書類) 第2条 (略) 2 (略)</p> <p>3 質契約の終了行為者（以下「終了行為者」という。）又は質契約の終了行為場所（以下「終了行為場所」という。）に係る承認申請書（別記様式第6号）には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 終了行為者の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（<u>本籍（外国人にあっては国籍等）を記載したものに限る。</u>以</p>	<p>(提出書類) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>申請書等を公安委員会に提出しようとするときは、府令で定める書類を添付するほか、次に掲げる申請書等には、申請者（法人の場合は、その業務を行う役員）若しくは設けようとする管理者又は新たに就任する業務を行う役員若しくは新たに管理者にしようとする者に係る成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>質屋許可申請書（質屋が既に公安委員会から許可を受けている営業所以外の営業所について許可を受けようとする場合又は公安委員会から許可を受けている古物商若しくは古物市場主が許可を受けようとする場合の申請者及び現に当該質屋若しくは古物商の営業所の管理者である者を管理者とする場合の当該管理者に係るものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>営業内容の変更許可申請書（管理者の新設又は変更の許可申請書であって、新たに管理者にしようとする者が現に当該質屋又は古物商の営業所の管理者である場合の当該管理者に係るものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>営業内容の変更届出書（法人の業務を行う役員の変動の変更届出書であって、新たに就任する役員に係るものに限る。）</u></p> <p>4 質契約の終了行為者（以下「終了行為者」という。）又は質契約の終了行為場所（以下「終了行為場所」という。）に係る承認申請書（別記様式第6号）には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 終了行為者の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（<u>外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする。</u>以下同</p>

下同じ。 ウ・エ (略) (2) (略) <u>4</u> (略)	じ。 ウ・エ (略) (2) (略) <u>5</u> (略)
--	--

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。